

建設工事死亡災害根絶運動実施要綱

(取組期間 平成27年6月17日～8月31日)

北海道労働局

北海道における建設業の労働災害発生状況を見ると、5月末現在の労働災害による死傷者数は263人と対前年比23人(8.0%)減少しているものの、死亡災害は6月15日現在速報値で11人と憂慮すべき事態となっています。

死亡災害については、昨年同時期の5人の2倍を上回る人数であり、前の第11次労働災害防止計画の初年度である平成20年以降でみると、同時期の死亡者数としては最大の人数となっています。また、発生時期でみると1月から3月の3人に対して、4月以降の2ヶ月半で8人と急増し、年前半の各四半期の死亡者数としては同じく平成20年以降で既に最大の人数となっています。

道内では年後半に、厳冬期を控えての工事の追い込み期(10月～12月)を迎えることなどから、例年、死亡災害等の重篤災害が多発し死亡災害の3分の2近くが7月以降に発生しています。

このため、年後半の死亡災害多発時期である工事追い込み期を控え、これ以上の建設業の死亡重大災害発生に歯止めを掛けることを目的とし、「建設工事死亡災害根絶運動」を展開することとしました。

- 1 建設業労働災害防止協会北海道支部、北海道建設業協会等建設関係団体、北海道開発局等建設工事発注機関への文書要請を行う(6月17日付けで要請)
- 2 建設業労働災害防止協会北海道支部、各建設関係団体、各建設工事発注機関では、「重点とする項目」を中心に、取組期間中(平成27年6月17日～8月31日)、安全大会、安全研修会、安全パトロール等の実施に積極的に取り組む。
- 3 建設業労働災害防止協会北海道支部は、6月18日開催の北海道建設業労働災害防止大会において、参加者に対して緊急の呼びかけを行う。
- 4 全道17の労働基準監督署(支署)による、監督指導、個別指導、集団指導等の各種安全衛生対策の実施。

重点とする項目

1 墜落転落災害防止

高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、足場等の作業床を設置すること、作業床の端に手すり等を設置すること、作業床の設置が困難な場合は安全帯を使用させること等の墜落転落防止措置を確実に行うこと。

なお、足場に関する改正労働安全衛生規則が平成27年7月1日から施行となることから、改正された労働安全衛生規則、及び改正された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく対策を確実に行うこと。

参考：厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 >

足場からの墜落防止対策を強化します～平成27年7月1日から施行～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

2 重機・移動式クレーン災害防止

車両系建設機械、移動式クレーン等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底を図ること。

特に、重機・移動式クレーンと作業者との接触災害防止（立入禁止措置、誘導者配置）、重機の転落災害防止（路肩表示、誘導者配置、シートベルト着用励行）、移動式クレーンの荷の落下・挟まれ災害の防止（作業開始前の玉掛用具点検、吊り荷の下方の立入禁止措置）に努めること。

3 火災災害防止

平成26年8月に枝幸町内の建設業寄宿舍火災で労働者5人が死亡していること、平成27年4月に苫小牧市内の工場改修工事で溶接作業中の火災で労働者2人が死亡していることから、建設業附属寄宿舍の火災災害防止、建設現場における発泡プラスチック系断熱材による火災災害防止、以上について徹底を図ること。

4 交通労働災害防止

交通KY活動による安全意識の高揚、交通ヒヤリマップ作成等による危険情報の共有、事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮等、事業所と工事現場の朝夕往復時の交通労働災害防止に取り組むこと。

5 熱中症予防

熱中症予防のため、WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施、計画的な暑熱への順化期間（暑熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定、自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理、以上について取り組むこと。